

埼玉県学力・学習状況調査結果を活用した調査研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和元年度に着手した「埼玉県学力・学習状況調査結果を活用した調査研究」について、関係者との連携を一層深めながら具体的な取組を推進するため、総合教育センター内に埼玉県学力・学習状況調査結果を活用した調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査研究委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行田市教育委員会及び埼玉小学校・埼玉中学校等との連絡調整に関すること
- (2) 研究指定校の児童生徒の学力向上に関する実態把握と分析に関すること
- (3) 研究指定校の教職員の研修及び学習指導の質的向上に関すること
- (4) 調査研究に関する報告書の作成及び関東地区教育研究所連盟埼玉大会（令和4年度）の発表準備に関すること
- (5) その他、調査研究の推進に必要なこと

(組織)

第3条 調査研究委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画調整担当を統括する教育主幹兼主任指導主事をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画調整担当指導主事をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる者とする。

(運営)

第4条 調査研究委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第5条 調査研究委員会の庶務は、企画調整担当において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。